

# 地震等の補償

地震、噴火、地震・噴火による火災、津波、地割れ・地盤沈下・埋没の損害を補償します。



地震等の補償は、自動付帯のため、別途共済掛金は不要です。補償額は「20%コース」「30%コース」からお選びください。

**POINT** 30%コースは物置・車庫等を除く建物100万円以上又は動産100万円以上の損害額が発生したときにお支払いの対象となります。建物と動産の損害額を合わせて100万円以上ではありません。20%コースにはその条件はありません。

地震共済金の支払額 = 共済金額 × 損害の程度に応じたコースごとの支払率 (支払額は損害額が限度です。)

- ◆ 物置・車庫等の支払額は、20%コースでは建物の共済金額の0.4%、30%コースでは建物の共済金額の0.6%を上限に、地震共済金に加えてお支払いします。なお、建物自体に損害(30%コースは建物の損害額100万円以上)がない場合、物置・車庫等のみの損害は補償しません。
- ◆ 建物契約において浸水被害がある場合、建物の損害額と浸水の程度の高さにより計算します。

**20%コースの補償限度額**

建物、動産ごとに  
共済金額の **20%** を限度に補償

20%は損害の程度が全損の場合です

共済掛金は同じです

**30%コースの補償限度額**

建物、動産ごとに  
共済金額の **30%** を限度に補償

30%は損害の程度が全損の場合です

具体的支払例	支払対象となる損害額	支払額(20%コース)	支払額(30%コース)
建物の共済金額(=再取得価額) 2,000万円の場合	2,000万円	400万円(支払率20%)	600万円(支払率30%)
	1,500万円	400万円(支払率20%)	600万円(支払率30%)
	1,000万円	240万円(支払率12%)	360万円(支払率18%)
	500万円	120万円(支払率6%)	180万円(支払率9%)
	80万円	24万円(支払率1.2%)	100万円未満の損害額のため支払対象外

## 建物の損害

損害の程度	損害区分		支払率	
	認定の基準 建物の損害	認定の基準 浸水の程度	20%コース	30%コース
全損	70%以上	1階天井まで達した場合	20%	30%
大規模半損	50%以上	床上1m以上	12%	18%
半損	20%以上	床上以上	6%	9%
一部損	20%未満	床上まで達しない場合	1.2%	1.8%

※ 「30%コース」では、損害額が100万円未満の場合は支払対象外です。

## 動産の損害

損害の程度	損害区分		支払率	
	認定の基準 動産の損害	認定の基準 再取得価額に対する損害額の割合	20%コース	30%コース
全損	80%以上		20%	30%
大規模半損	60%以上		12%	18%
半損	30%以上		6%	9%
一部損	30%未満		1.2%	1.8%

※ 「30%コース」では、損害額が100万円未満の場合は支払対象外です。

⚠ 1回の地震等により地震共済金の支払総額が100億円を超えるおそれがある場合は、共済金を削減させていただくことがあります。《過去の主な支払実績》 ●H7阪神・淡路大震災：約17億円 ●H23東日本大震災：約37億円 ●H28熊本地震：約14億円

# 盗難の補償

盗難による損害、盗難に起因して発生した損傷(窓ガラスの修理代など)を補償します。



警察署に被害届を提出し、強盗・窃盗又はこれらの未遂として受理された以下の盗難※1による損害を補償します。

※1 詐欺、住居侵入・その未遂、器物損壊等として受理された場合は、盗難共済金の請求はできません。

- ① 建物内に収容されていた動産の盗難
- ② 上記①の盗難に起因した建物及び動産(被共済者が居住する建物内収容のもの)の損傷・汚損

**POINT** 自転車は、屋内・屋外に関係なく盗難補償の対象外です。

盗難共済金の支払額 = 損害額(支払額は共済金額の2%が限度です。)

◆ 通貨等は動産の補償限度額のうち最高20万円まで補償します。

**盗難共済金の補償限度額**

建物、動産ごとに  
共済金額の **2%** を限度に補償

**建物契約の補償限度額の例**

共済金額	補償限度額
4,000万円	80万円
3,000万円	60万円
2,000万円	40万円
1,000万円	20万円

**動産契約の補償限度額の例**

共済金額	補償限度額	うち通貨等の限度額
2,000万円	40万円	20万円
1,500万円	30万円	20万円
1,000万円	20万円	20万円
500万円	10万円	10万円

**具体的支払例**

建物 共済金額2,000万円  
動産 共済金額1,000万円の場合

ベランダの窓ガラスが割られ、現金30万円が盗まれた。窓ガラスの修理に2万円かかった。

**盗難共済金の支払額** 建物 窓ガラス修理代 **2万円**(損害額)  
動産 現金 **20万円**(通貨等は最高20万円まで)

●特約補償…借家人賠償責任特約について(任意付帯)

# 賃貸住宅の賠償責任補償

民間の賃貸住宅にお住まいの方を対象に、貸主に対して賠償責任を負った場合に補償します。



賃貸住宅への補償(借家人賠償責任特約)を任意付帯できます。

借戸室を被共済者の責に帰すべき「火災、破裂、爆発」で焼失又は損壊させた場合で、借戸室について被共済者が貸主に対し法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

**契約要件**

次の①～③全てを満たす場合、**動産契約に付帯**して契約することができます。

- ① 借戸室に被共済者の共済の目的物である動産が収容されていること。
- ② 借戸室が、共済契約者又は被共済者の所有でないこと。
- ③ 被共済者と借戸室の貸主との間で、借戸室の賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること。

**共済金額** 最低500万円から**最高2,000万円**まで10万円単位で契約できます。

**共済掛金** 借家人賠償責任共済金額**10万円**当たり**16円(年額)**

**共済掛金の具体例**

借家人 **世帯主 年齢27歳**  
**2人家族でアパートに入居**

動産500万円に契約している組合員が、借家人賠償責任共済金額**1,000万円**で契約する場合

**共済掛金** 1,000万円÷10万円×16円=**1,600円(年額)**  
**1,600円(年額)**

※ 借家人賠償責任特約は動産契約に付帯して契約するため、動産契約の共済掛金も必要となります。  
500万円÷10万円×55円=2,750円